せいかつほご生活保護のしおり

せいかつほご そうだん かた じゅきゅうちゅう かた (生活保護ご相談の方・受給中の方へ)

生活保護を受けるにあたって知っておいていただきたいことや、
^{ひっょう}
必要な手続きについて書いてあります。



大和市イベントキャラクター ヤマトン

せいかつほご そうだん しんせいてつづ と あ 生活保護のご相談・申請手続き・お問い合わせ

やまとしほけんふくし ほんかん かい せいかつえんごか

<大和市保健福祉センター 本館5階 生活援護課>

やまとしつるま ちょうめ ばん ごう

〒242-860| 大和市鶴間|丁目3|番7号

でん わ

電 話 046-260-5615~5617

ふぁくしみり

FAX 046-260-3835

生活保護とは

生活保護とは、「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と憲法第25条に規定されているとおり、生活に困っている人の『健康で文化的な最低限度の生活』を保障する国の制度です。

だれでも病気になったり、高齢で働けなくなったり、その他の事情で生活費に 困ったり、また、いくら努力しても生活が苦しいことがあります。

そのような時、生活保護は、世帯が自立した生活を送れるように援助します。

せいかつほご でょうだん 生活保護の相談にあたり

生いかつほご しんせい こくみん けんり せいかつほご ひつよう かのうせい 生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。生活に不安を感じるときは、ためらわずにご相談ください。

生活保護制度の相談先は、生活援護課です。

また、大和市では、生活困窮者自立支援制度に基づく、自立相談窓口を大和市 たたいふくしきょうぎかい、やまとしゃくしょだい、ぶんちょうしゃない 社会福祉協議会(大和市役所第2分庁舎内)に開設していますので、ここで生活 保護制度とは別に、就労や各種支援について相談できます。

保護を受けるまでの手続き



● 地区担当員(ケースワーカー)が生活保護制度について、説明とアドバイスを します。

ほごしんせいしょるいなど ひつようじこう きにゅう せいかつえんごか てつづ 保護申請書類等に必要事項を記入し、生活援護課にて手続きしてください。

- 3 これらの調査に基づき、保護が必要かどうかを判断し決定します。また、必要に応じて、扶養義務者(親・子ども・兄弟姉妹など)に対して、扶養が可能かどうかの照会を行う場合があります(援助可能な親族がいても、生活保護の利用ができないということにはなりません)。
- **4** 保護が受けられる場合は、「保護開始決定通知」で、保護が受けられない場合は 「保護却下通知」でお知らせします。
 - ※申請した日から原則 | 4日以内、遅くとも30日以内に決定し、通知します。 「ほうりょくだんいん」
 ※暴力団員については、保護の要件を満たさないものとして、生活保護を適用 できません。

O扶養義務者に対する照答について

大養義務者に対する照会は、生活保護法上必ず行うものではなく、扶養養務の履行が期待できないと福祉事務所が判断した場合には、照会を行わないことがあります。

扶養義務の履行が期待できないと判断される場合の例として、次のようなものがあります。

- せいかつほごじゅきゅうしゃ しゃかいふくししせつにゅうしょしゃ ちょうきにゅういんかんじゃ・生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者である
- ・主たる生計維持者でない非稼働者である
- ・未成年者、概ね70歳以上の高齢者である
- ・相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良にある、一定期間(例えば I O 年程度)音信不通で交流が断絶している

ままうぎむしゃ 扶養義務者からDV(家庭内暴力)や虐待等を受けていた経緯がある場合に は照会は行いません。

これらの事実があるときには、事前にご相談をお願いします。

生活保護費について

生活保護を受けることが決定した場合は、決定通知書にあなたが受け取る保護費 ・ 支給される日時・場所などが書かれています。

毎月支給される生活保護費は、国の定める基準(保護基準)によって計算された世帯の最低生活費とあなたの世帯の収入とをくらべて、収入の方が少ない場合に、その少ない分を支給します。

くに さだ きじゅん さんてい さいていせいかっひ 国が定める基準により算定した最低生活費

せいかつ じゅうたく きょういくふじょきじゅんがく かさん いちじふじょ ふく 生活・住宅・教育扶助基準額など (加算・一時扶助を含む)

あなたの世帯の収入認定額

そうしゅうにゅう ひつょうけいひ きんろうこうじょ 総収入 ― (必要経費・勤労控除)

げんそく せいかつほ こかいし じいこう しゃっきん しゅうにゅうにんてい だいしょう ※原則、生活保護開始時以降の借金は、収入認定の対象となります。 支払われる
生活保護費

(生活費不足分)

生活保護の種類

生活保護は、次の8種類の扶助に分かれます。

- ① 生活扶助(飲食費、衣料費、光熱水費など日常生活に必要な費用)
- ② 教育扶助 (義務教育に必要な学用品、給食費などの費用)
- ③ 住宅扶助(家賃、更新料などの住居のために必要な費用)
- ⑤ 介護扶助(介護サービスに必要な費用)
- ⑥ 出産扶助(出産に必要な費用)※助産制度が利用できない場合のみ
- ⑦ 生業扶助(高校へ就学するための費用、技能修得のために必要な費用)
- (2) すうないふじょ そうない ひっよう ひょう ひょう ない 要 祭扶助 (葬祭に必要な費用)

そのほかに、ひとり親世帯や障がい者がいる世帯には、該当する人数や障害の程度によって定められた加算や小学校入学準備金などの一時扶助が支給されます。

保護受給中の権利

- 〇 正当な理由がなければ、すでに決定された保護を不利益に変更されることは ありません。
- 保護金品に対して、税金がかけられることはありません。
- 〇 保護費として支給された金品、または、それを受ける権利は差し押さえられる ことはありません。

^{ほ ごじゅきゅうちゅう まも} 保護 受 給 中 に守っていただくこと

- せいかつ い は こうじょう ししゅつ せつやく けいかくてき せいかつ こころ 生活の維持・向上のため、支出を節約し計画的な生活を心かけてください。
- 働くことのできる人は、その能力に応じた勤労に努めてください。
- 健康の維持・増進に努め、病気で働けない人は、医師の指示にしたがい、
 いちにち はや けんこうかいふく っと
 一日も早く健康回復に努めてください。
- #ムセム マあて いりょう こょう ほけん ほか ほうりつ せいど きゅうふ う ひと 年金、手当、医療、雇用保険など、他の法律や制度により給付を受けられる人は、 しんせい きゅうふ う 申請して給付を受けてください。
- 生活保護受給中の自動車、バイクの所有・運転は、特別な事情により福祉事務 しまった。 所が認めた場合を除き認められません。他人の所有する自動車やバイクを運転 する事も原則認められません。
- 資産 (土地、家屋、自動車、オートバイ、生命保険など) については、原則として売却などにより処分することで、最低限度の生活維持のために活用していただきます。ただし、事情により保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。
- 福祉事務所が行う訪問調査には協力 し、その他必要な指導や指示に従ってください。

こ。 届け出の義務について

1. 仕事先からの給料、ボーナスをはじめ、傷病手当金、雇用保険(失業保険)、 るうどうさいがいほしょうきん たいしょくきん 労働災害補償金、退職金などを受け取ったとき、または、受け取る金額が 変ったとき。(高校生のアルバイト等も含みます。)

こうこうせい 高校生のアルバイト 収 入 について

高校生のアルバイト収入は、「基礎控除」のほかに「未成年者控除」が適用されます。また、事前に承認された場合には、学校にかかる費用(クラブ活動費、しゅうがくりょこうひ、 投業 料の不足分)や高校卒業後の費用(進学費用や就労にかかる費用)等は、アルバイト収入から控除することができます。詳しくは、地区担当員にお尋ねください。

- 2. 年金、手当、仕送りなどを受け取ったとき、または受け取る金額が変ったとき。
- 3. 臨時の収入 があったとき。(例えば、交通事故の示談金、保険金、遺産相続等)
 - ※収入があった場合は、収入の種類や金額を所定の「収入(無収入)申告書」に記入するとともに、その収入を証明する書類(給与証明書、年金の通知書、人金された事実が明らかになった書面など)を必ずつけて提出してください。
 - *生活保護費以外に収入がない場合にも、年 | 回以上は「収入 (無収入) ・ 世上によくしょ ていしゅっ 中告書」を提出してください。

その他のだけ出について

ァぎ 次のような場合にも、届け出が必要です。

T. 病気などで病院 へ受診するとき。

- 2. 入院 や退院をしたとき、または入院先を変るとき。
- 3. 住む場所が変るとき。
- 4. 家賃、地代が変ったとき。
- 5. 仕事を始めたとき。または、仕事を変ったり、やめたりするとき。
- 6. 会社の健康保険証が使えるようになったとき。または、使えなくなったとき。
- 7. 転入、転出などで世帯員が増えたとき。または、減ったとき。
- 9. 高校および専門学校に入学したとき。または、中途で退学したり、卒業したとき。
- 10. 長期間 (I週間 以上) にわたり、家をあけるとき。
- II. 保有資産(有る無しにかかわらず)については、年 | 回以上「資産申告書」を提出してください。
- 12. その他、生活状況が変ったとき。

その他、知っておいていただきたいこと

- 1. 事実を偽ったり隠したりして不正に保護を受けたときは、生活保護法第78 業に基づき不正に受けた保護費を徴収します。(徴収金については100 分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります)また、悪質だと 判断した場合には詐欺罪等で告訴する場合があります。
- 2. 福祉事務所が保護を適用するうえで必要と認めて行う指導・指示に正当な 埋由がなく従わない場合は、弁明の機会を与えたうえで保護の変更や停止・ 廃止を行うことがあります。



せいかつほ ごじゅきゅうちゅう げんめんせいど 生活保護受給中の減免制度など

生活保護開始後は、市県民税、固定資産税、下水道使用料、し尿処理手数料、国民ないない。 生活保護開始後は、市県民税、固定資産税、下水道使用料、し尿処理手数料、国民ないない。 年金保険料(法定免除)、認可保育所の保育料、県立高校の授業料、NHKテレビない。 放送受信料などの免除制度があります。免除申請の手続きが必要となります。

また、住宅防音工事により設置したエアコンの使用に伴う電気代の一部補助する制度があります。

- ** 生活保護開始にあたって、国民健康保険証は使えなくなりますので、必ず市役所の保険年金課へ保険証をお返しください。
- ※ 市県民税の納付書が送付されてきた場合には、遠やかに市役所の市民税課で が協め、でつってもなってください。手続きが遅れると減免をできないことがあります。

いりょうきかん 医療機関にかかるとき

病気やケガをした時は、生活保護法で指定した医療機関にかかることができます。 というとなった。 といるなった。 といるな。 といるなった。 といるな。 といるなった。 といるなった。 といるな。 といるなった。 といるな。 といる

また、薬が処方された方は、「調剤券」を生活援護課まで取りにきてください。 よた、薬が処方された方は、「調剤券」を生活援護課まで取りにきてください。 いばやぶんしつ 渋谷分室では、「調剤券」は発行できませんので、ご注意ください。

なお、家族にお勤めしている方がいて、会社が発行した「保険証」を持っている場合は、医療券と併せて、保険証を医療機関に提示してください。



せいかつほごほう いちぶばっすい 生活保護法(一部抜粋)

- 第 1 条 この法律は、日本国憲法第 2 5 条 に規定する理念に基き、国が生活に 困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。
- 第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準 を維持することができるものでなければならない。
- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
 - 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を 行うことを 妨 げ 、るものではない。

以上、生活保護のあらましについて、説明しましたが、ここに書かれていることや わからないことは、 *地区担当員(ケースワーカー)に 相談してください。 *地区担当員は、生活保護を利用する方の困っていることへの解決や自立を目指すうえでどうしていけばよいかを一緒に考え手助けをする者です。

